

議案第 8 1 号

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を  
改正する条例

墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 5 9 年墨田区  
条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 条」を「第 8 条」に、「第 1 0 条 - 第 1 3 条の 2 」を「第 9 条 - 第 1  
3 条」に改める。

第 2 条の見出しを「（定義）」に改め、同条第 5 号中「登録又は」を削り、同条第  
6 号中「利用の登録を受けて」を「1 年度（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで）を単  
位として」に改める。

第 9 条を削り、第 2 章中第 1 0 条を第 9 条とし、第 1 1 条を第 1 0 条とし、第 1 2  
条を第 1 1 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改め、同条第 2 項中「、当該自転  
車の利用者等の確認に努め、確認することができた自転車については、その利用者等  
に対し速やかに引き取るよう通知するものとし、確認することができない自転車につ  
いては」を削り、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項の通知をした日  
又は告示日」を「第 2 項の規定による告示の日」に改め、同項を同条第 4 項とし、同  
条第 2 項の次に次の 1 項を加え、同条を第 1 2 条とする。

3 区長は、第 1 項の規定により保管した自転車の利用者等の確認に努め、確認する  
ことができた自転車については、その利用者等に対し速やかに引き取るよう通知す  
るものとする。

第13条の2中「第11条又は第12条第2項」を「第10条又は第11条第2項」に、「2,000円」を「5,000円」に改め、同条を第13条とする。

第14条の2第1項中「より」の次に「区長に申請し」を加え、「登録」を「承認」に改め、同条第2項中「登録を受けることができる者の範囲、その有効期間及び登録表示の方法」を「承認の有効期間」に改め、同条第3項中「第1種特定自転車駐車場の効果的な利用を図るため必要があると認めるときは、利用の登録」を「第1項の利用の承認に際し、利用しようとする者の自転車の利用の必要性等を考慮して規則で定める事由に該当する者の利用を優先的に承認し、又は他の者の利用」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1種特定自転車駐車場の休場日及び利用時間は、規則で定める。

第15条の見出しを「(第1種特定自転車駐車場の使用料)」に改め、同条第1項中「の登録」を「の承認」に、「利用登録者」を「第1種利用者」に、「登録手数料2,000円」を「別表第1に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料」に改め、同条第2項及び第3項中「登録手数料」を「使用料」に改める。

第16条の見出し中「登録」を「承認」に改め、同条各号列記以外の部分中「利用登録者」を「第1種利用者」に、「の登録」を「の承認」に改め、同条第1号中「登録」を「承認」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前条第1項の使用料を、利用の承認の日から起算して30日以内に納付しないとき。

第16条の2第6項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第3号中「前条第1項」とあるのは「第16条の3第1項」と読み替えるものとする。

第16条の3第1項中「次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額」を「別表第2に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料」に改め、同項の表を削り、同条第2項中「前項の規定にかかわらず、同項」を「別表第2の規定にかかわらず、同表」に改める。

第17条第1項中「、当該自転車の利用者に対し相当の期間を指定して移動するよ

う警告し、当該指定期間を経過してもなお駐車してあるときは」を削り、同条第2項第1号中「登録又は」を削り、同項第2号中「登録期間又は承認期間」を「承認の有効期間」に改め、同項第3号中「登録又は」を削り、同条第4項中「第13条及び第13条の2」を「第12条及び第13条」に改める。

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

区分		使用料(年額)
区民	一般	4,000円
	学生	2,800円
区民以外	一般	5,000円
	学生	3,500円

付記

- 1 区民とは、区内に住所を有する者又は区内に所在する事業所等と特定自転車駐車場との往復に自転車を利用する者をいう。
- 2 学生とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に通う者をいい、一般とは、学生以外の者をいう。

別表第2

利用形態	区分		使用料
定期利用	区民	一般	月額 2,000円
		学生	月額 1,400円
	区民以外	一般	月額 2,500円
		学生	月額 1,700円
当日利用	全区分共通1台につき		1回 100円

付記 別表第1付記の規定は、この表において準用する。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の第1種特定自転車駐車場及び第2種特定自転車駐車場の利用に係る必要な手続、使用料の徴収その他の準備行為は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の規定の例により行うことができる。
- 3 平成29年度における別表第1及び別表第2に掲げる使用料の額は、これらの表の規定にかかわらず、それぞれ付則別表第1及び付則別表第2に掲げる使用料の額とする。

付則別表第1

区分		使用料（年額）
区民	一般	3,000円
	学生	2,100円
区民以外	一般	4,000円
	学生	2,800円

付則別表第2

利用形態	区分		使用料
定期利用	区民	一般	月額 1,500円
		学生	月額 1,000円
	区民以外	一般	月額 1,800円
		学生	月額 1,200円
当日利用	全区分共通1台につき		1回 100円

（提案理由）

近年の自転車施策経費の増大及び自転車利用ニーズの変化に対応するため、自転車駐車場の利用に係る料金体系、放置自転車等に対する措置等を改めるほか、所要の規定整備をする。